茨城いちごコンテスト 2027
～頂点の一粒、ここに。～　実施要領

1　目的

県オリジナル品種いちご「いばらキッス」及び県産いちごについて、より一層の栽培技術の改善と品質向上を図るとともに、外観・食味ともに優れた逸品を選び出し、そのいちごを首都圏へ売りこみ、本県産いちごのおいしさを広く PR し、ブランド力及び認知度を高めることを目的としてコンテストを開催する。

2　主催

茨城県、茨城県いちご経営研究会

3　後援

公益社団法人茨城県農林振興公社、全国農業協同組合連合会茨城県本部、一般社団法人茨城県青果物地方卸売市場協会

4　開催時期及び場所

（１）果実審査日
令和９年１月６日（水）　茨城県農業総合センター
（２）ほ場審査日
令和９年１月 14 日（木）～15 日（金）　県内出品ほ場
（３）最終審査会及び表彰式
令和９年１月 28 日（木）　水戸プラザホテル

5　応募要領（以下の要件をすべて満たすこと）

（１）応募者資格
ア　高品質ないちごの生産・販売に取り組む県内の生産者、法人及び団体であること。
（２）出品要件
ア　出品部門は、茨城県内で生産・販売するいちごとし、いばらキッスの部と主要品種の部（とちおとめ、やよいひめ、紅ほっぺ）の２部門とする。
イ　出品ほ場は、ハウス１品種１棟以上または１品種２ａ以上のほ場とする。
ウ　出品数は、１経営体につき各部門１点のみとする。果実審査に供する果実は、別途指定するレギュラーパックの２Ｌ規格４パックとする。また、最終審査に供する果実は、果実の規格を問わず 25 粒以上の審査用いちご及び展示用いちご２ケース（規格は自由）とする。
エ　果実審査日及び最終審査日に食べ頃となる品質（大きさや形状、熟度）を揃えたいちごを出品すること。
オ　受賞した場合、首都圏等における販売 PR に活用するため、２月上旬から

２月下旬に出品物と同品種・同等品質の 25g/粒以上のいちごを２kg 以上提供できること。

※最終審査進出者には、令和９年１月 28 日（木）に開催する表彰式に出席すること。

6　応募方法

（１）応募申込書

ア　提出方法　　FAX、電子メール又は電子申請による申込みとする。

イ　応募期間　　令和８年 11 月 11 日（水）～12 月 11 日（金）17 時必着

【提出先】
茨城県農林水産部産地振興課　施設野菜・果樹花きグループ
ＦＡＸ：029－301－3939
電子メールアドレス：sansin4@pref.ibaraki.lg.jp
電子申請 URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=96159

（２）出品いちごの送付

予備審査及び最終審査にて審査するいちごの送付先や送付方法等については、上記（１）の応募申込書の内容を確認後、個別に連絡する。

（３）その他

ア　出品料は無料とする。

イ　提出されたいちごは返却しない。

ウ　予備審査及び最終審査に要するいちごの商品代や送料等は応募者負担とする。

7　審査方法及び結果公表

（１）予備審査（果実審査）

審査は、別に定める審査基準により果実審査を行い、応募数が各部門 10 点を超える場合は、果実審査結果に基づき上位 10 点を一次審査進出とする。

なお、応募数が 10 点以下の場合は全て一次審査進出とする。

（２）一次審査（ほ場審査）

審査は、別に定める審査基準によりほ場審査とし、予備審査における果実審査得点と一次審査におけるほ場審査得点の合計点により順位付けを行い、各部門上位５点を最終審査進出とする。

（３）最終審査

いちごを実食し、都内果実専門店や青果物卸売市場等の関係者、食の専門家等を審査員として、果肉、香り、味、食感等の内部品質を中心に、外観も含めた総合評価により順位を決定する。

※　コンテスト終了後、入賞者の審査結果を県ホームページで公表する。

８　表彰（表彰式は最終審査終了後、同日に実施）

賞名	表彰基準
最優秀賞	最終審査において１位
優秀賞	最終審査において２位
優良賞	最終審査において３位
特別賞	最終審査において４位・５位

９　受賞したいちごの取扱について

都内高級果実専門店や都内百貨店等における販売 PR、メディアや県ウェブサイト、SNS 等を活用した情報発信を実施する。

なお、販売 PR に使用する受賞したいちごは、県が買い上げるものとする。具体的な買取価格については、別途受賞者と相談の上、決定する。

10　その他

（１）提出書類に虚偽の申告あるいは不正等が判明した場合は、審査を中止し、失格とする。

（２）予備審査及び最終審査に係る果実の搬入は、原則として出品者本人による搬入又は配送とする。ただし、やむを得ない事情により出品者自身による搬入が困難な場合は、最寄りの農林事務所経営・普及部門又は地域農業改良普及センター（以下、普及センター）を経由して搬入することができる。

なお、普及センターへの持込み後を含め、運搬中及び保管中に生じた果実の損傷、品質低下等について、主催者及び普及センターは責任を負わないものとする。

（３）最終審査及び表彰式に進出した場合の交通費等は応募者負担とする。

（４）審査結果については、いかなる場合も異議申し立てを認めない。

（５）得られた個人情報は、本コンテスト選考目的以外には使用しない。

（６）災害や新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の状況により、コンテストの開催や審査方法を変更する場合がある。

（７）その他コンテストの実施について必要な事項は別に定める。